

明治大学知的資産センター運営要綱

2007年3月7日制定

2006年度例規第25号

(趣旨)

第1条 この要綱は、明治大学研究活用知財本部規程第9条第3項の規定に基づき、明治大学知的資産センター（以下「センター」という。）の運営等について必要な事項を定める。

(事業)

第2条 センターは、次の事業を行う。

- (1) 特許等の権利化を目的とした研究成果の発掘・評価・選別
 - (2) 専任教職員の研究成果等に係る特許等出願の手續支援及びその権利化に係る業務
 - (3) 民間事業者への技術移転及び技術移転に伴うロイヤリティの還元
 - (4) 民間事業者に対する技術及び経営相談
 - (5) その他センターの目的達成に必要な業務
- 2 前項に規定する事業を実施するに当たり、必要な事項は、別に定める。

(組織)

第3条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長 1名
 - (2) 運営委員 10名以内
- (センター長)

第4条 センター長は、研究活用知財副本部長のうちの1名とする。

- 2 センター長は、センターの業務を総括し、センターを代表するとともに、第6条に規定する運営委員会の議長となる。
- 3 センター長に事故あるときは、運営委員の中から、あらかじめセンター長が定めた者が、その職務を代行する。

(運営委員)

第5条 運営委員は、研究活用知財本部長が指名する教職員及び知的財産に関する専門能力を有する者とする。

- 2 運営委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員は、再任されることができる。

(運営委員会)

第6条 センターに、第3条に掲げる者をもって構成する運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 第2条第1項に掲げる事業及びその事業計画に関すること。

(2) センターの組織にかかわる管理・運営に関すること。

(3) その他運営委員会が必要と認めた事項

3 運営委員会は、センター長が招集する。

4 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

5 運営委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密保持)

第7条 センターの事業に従事している者又は従事していた者は、職務上知り得た情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。

(事業報告)

第8条 センター長は、当該年度における事業の経過及び翌年度における事業計画案について、研究活用知財本部会議において報告しなければならない。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、研究推進部が行う。

(要綱の改廃)

第10条 この要綱を改廃するときは、研究活用知財本部会議の議を経なければならない。

附 則 (2006年度例規第25号)

この要綱は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(通達第1514号)

附 則 (2007年度例規第9号)

この要綱は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1563号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度例規第9号)

この要綱は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1808号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2011年度例規第4号)

この要綱は、2011年(平成23年)5月26日から施行する。

(通達第2016号)(注 社会連携促進知財本部の名称変更に伴う改正)